

# 新高額障害福祉サービス等給付費の御案内

## 新高額障害福祉サービス等給付費とは

非課税の障がい者が65歳に到達し、障がい福祉サービスと同等の介護保険サービスを利用することになった場合、障がい福祉制度の利用者負担額は0円でしたが、介護保険制度の利用者負担額は費用の1割が生じます。そのため、低所得者の負担軽減のため、下記支給対象者の具体的要件のすべてに該当する方は、介護保険サービスに移行した場合の利用者負担額が申請により給付されます。

### 支給対象者の具体的要件<以下のすべてに該当する方>

No.	要件
1	65歳に達する日前5年間にわたり、特定の障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けていた。
2	障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用した場合である。
3	65歳に達する日の前日において、非課税または生活保護世帯であり、申請時にも同様である。
4	65歳に達する日の前日において、障害支援区分2以上である。
5	65歳に達するまでに介護保険法による給付を受けていない。

### 償還対象

平成30年4月以降に提供された障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る利用者負担額

## 【留意事項】

- 介護保険法における高額介護（予防）サービス費・高額医療合算介護サービス費の償還後の利用者負担額が対象です。
- 介護保険サービスの利用での1割負担額以外の実費負担額は含みません。

---

## 申請に必要なもの

- 高額障害サービス等給付費支給申請書
- 本人確認書類
- 介護保険の被保険者証の写し
- 本人名義の預金通帳の写し（口座名義が本人以外となる場合は、委任状が必要です）

### 【本人確認書類】

1点で確認できる書類	2点で確認できる書類
<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード*</li><li>・身体障がい者手帳 (交付日から10年以内のもの)</li><li>・精神障がい者保健福祉手帳（写真付のもの）</li><li>・療育手帳</li><li>・運転免許証</li><li>・顔写真付きの住民基本台帳カード</li><li>・パスポート</li><li>・在留カード</li></ul> <p>*顔写真の付いていない、マイナンバーの「通知カード」は本人確認書類としては使用できません。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障がい者手帳 (交付日から10年以上経過したもの)</li><li>・顔写真の無い精神障がい者保健福祉手帳</li><li>・顔写真の無い住民基本台帳カード</li><li>・健康保険証</li><li>・介護保険証</li><li>・年金手帳、各種年金証書</li><li>・母子健康手帳</li><li>・医療受給者証 (子どもの医療証、障がい者医療証など)</li><li>・吹田市から送付している書類（1種1点のみ） (障がい福祉サービス受給者証、納税通知書、生活保護の決定通知書、受給証明書など)</li><li>・児童扶養手当書・特別児童扶養手当証書</li><li>・預金通帳、キャッシュカード、学生証、公共料金の通知書（本人名義のもの）（1種1点のみ）</li></ul>

---

## 申請時の注意点

- 高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護サービス費の償還後でなければ、本給付費の申請を受け付けることはできません。
- その他、御不明の点がある場合は、下記担当へ御相談ください。

---

## 申請窓口・お問合せ先

吹田市 福祉部 障がい福祉室 支給管理グループ（115番窓口）

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

電話：06-6384-1346 FAX：06-6385-1031